一般財団法人化学物質評価研究機構	揮発性有機化合物十二種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、一・一―ジクロロメタン、cis―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、一・二―ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、cis―一・三―ジクロロプロペン及びtrans―一・三―ジクロロプロペンの各濃度が一体積百万分率のもの
	揮発性有機化合物十二種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置（以下「標準ガス製造装置」という。）を用いて製造されたもの
	揮発性有機化合物七種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、スチレン、o―キシレン、m―キシレン及びp―キシレンの各濃度が一体積百万分率のもの
	揮発性有機化合物七種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
	アセトアルデヒド標準ガスであって、窒素希釈のものであって、濃度が一体積百万分率のもの
	アセトアルデヒド標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
	ほう素標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの
	ほう素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
	金属十五種混合標準液であって、アルミニウム、ほう素、カルシウム、カドミウム、コバルト、クロム、銅、鉄、カリウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、ニッケル、鉛及び亜鉛の各濃度が十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下のもの
	金属十五種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
	陰イオン七種混合標準液であって、ふっ化物イオン濃度が五ミリグラム毎リットル以上二十ミリグラム毎リットル以下、塩化物イオン濃度が十ミリグラム毎リットル以上二十ミリグラム毎リットル以下、亜硝酸イオン濃度が十五ミリグラム毎リットル以下、臭化物イオン濃度が十ミリグラム毎リットル以下、硝酸イオン濃度が三十ミリグラム毎リットル以下、りん酸イオン濃度が三ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下のもの
	陰イオン七種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの

○経済産業省告示第七十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十一年経済産業省告示第二百四十一号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	五百三十二ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化レーザ装置、一・五マイクロメートル帯（Cバンド）アセチレン分子吸収線波長安定化レーザ装置及び一・五マイクロメートル帯（Cバンド）シアン化水素分子吸収線波長安定化レーザ装置	協定世界時に同期した原子時計及び光周波数コム装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	交流電流用交直変換器であって、周波数が十ヘルツ以上百キロヘルツ以下の場合において、校正範囲が十ミリアンペアのもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	交流電圧用交直変換器であって、周波数が十ヘルツ以上一メガヘルツ以下の場合において、校正範囲が十ミリボルト以上一キロボルト以下のもの	
	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、線路がN型同軸構造を有するものであって、周波数が〇・〇四ギガヘルツ以下の場合において、十八ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの	標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの